

# 社団法人日本伝熱学会定款

(平成7年5月25日総会承認)  
(平成11年5月27日総会にて変更承認)  
(平成12年5月30日総会にて変更承認)  
(平成13年1月25日一部変更(技術的修正))  
(平成20年5月22日総会にて変更承認)

## 第 1 章 総 則

- (名 称)  
第 1 条 この法人は、社団法人日本伝熱学会 (The Heat Transfer Society of Japan) と称する。
- (事務所)  
第 2 条 この法人は、事務所を、東京都千代田区内神田 1 丁目 1 8 番 1 1 号に置く。
- (支 部)  
第 3 条 この法人は、理事会の議決を経て、必要の地に支部を置くことができる。

## 第 2 章 目的 及 び 事 業

- (目 的)  
第 4 条 この法人は、伝熱に関する学理及び応用についての発表、知識の普及、会員相互及び国際的な交流を図ることにより、伝熱学の進歩普及を図り、もってわが国における学術の発展に寄与することを目的とする。
- (事 業)  
第 5 条 この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。  
(1) 研究会、学術講演会等の開催  
(2) 学会誌、学術図書等の刊行  
(3) 研究及び調査の実施  
(4) 研究の奨励及び研究業績の表彰  
(5) 関連学術団体との連絡及び協力  
(6) 国際的な研究協力の推進  
(7) その他目的を達成するために必要な事業

## 第 3 章 会 員

- (種 別)  
第 6 条 この法人の会員は、次のとおりとする。  
(1) 正会員 伝熱に関する学識経験を有する者で、この法人の目的に賛同して入会した個人  
(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、この法人の事業を援助する法人又はその事業所、あるいは個人  
(3) 学生会員 高等専門学校、短期大学、大学の学部及び大学院に在学中の学生で、この法人の目的に賛同して入会した個人  
(4) 名誉会員 この法人に特に功労のあった者で、総会において推薦された者  
(5) 推薦会員 この法人の発展に寄与することが期待できる者で、当該年度の総会において推薦された者

- (会員の入退会)  
第 7 条 会員の入会は、所定の入会申込書を提出し、退会は、その申出にもとづき、それぞれ理事会の承認を受けなければならない。

- (会 費)  
第 8 条 会員は、総会において別に定める会費を、納入しなければならない。  
2 別に定める一部の会員については、会費の納入を免除することができる。

- (資格の喪失)  
第 9 条 会員は、次の事由によって、その資格を失う。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡、又は法人あるいは事業所が解散したとき
- (3) 除名されたとき

(除名)

**第 10 条** 会員が、次の各号の一に該当するときは、理事会の議決を経て、会長が、これを除名することができる。ただし、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 会費を滞納したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為のあったとき

(会費等の不返還)

**第 11 条** 既納の会費その他の金品は、これを返還しない。

## 第 4 章 役員、評議員、事務局及び職員

(役員)

**第 12 条** この法人に、次の役員を置く。  
理事 15名以上20名以内 (うち会長1名、副会長3名以内)  
監事 2名  
2 理事及び監事は、兼任することができない。

(役員を選任)

**第 13 条** 会長、副会長及びその他の理事並びに監事は、総会において、会員のうちから選任する。  
2 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務)

**第 14 条** 会長は、この法人を代表し、この法人の業務を総括する。  
2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序により、その職務を代行する。  
3 理事は、理事会を組織し、この法人の業務を執行する。

(監事の職務)

**第 15 条** 監事は、この法人の業務及び財産に関し、以下の職務を行う。  
(1) この法人の財産及び理事の業務執行の状況を監査する。  
(2) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会総会、又は文部科学大臣に報告する。  
(3) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は総会を招集する。

(役員任期)

**第 16 条** 役員任期は2年とし、選任された通常総会の終了時から2年後の通常総会の終了時までとする(以下準用)。ただし、毎年その約半数を改選する。  
2 会長又は副会長の職にある期間は、1年とする。ただし、一部の副会長については再任を妨げない。  
3 選任時にあらかじめ指定した場合には、一部の役員任期を、1年とすることができる。  
4 役員再任は妨げない。  
5 補欠又は増員により就任した役員任期は、前任者又は他の現任者の残任期間とする。

(役員解任)

**第 17 条** 役員解任には、理事及び正会員の各々の現在数の4分の3以上の議決を経なければならない。

(評議員)

**第 18 条** 会長が必要と認めるときは、総会の議決を経て、会員のうちから、評議員を委嘱することができる。  
2 評議員は、80名以内とする。  
3 評議員は、評議員会を組織し、会長の諮問に応ずるとともに、この法人の業務執行について評議協力する。  
4 評議員任期は1年とする。  
5 評議員には、第16条第4、5項及び第17条の規定を準用する。この場合、「役員」とある

のは「評議員」と読み替えるものとする。

(事務局)

- 第 19 条** この法人の事務を処理するために、事務局を置く。  
2 事務局に職員若干名を置く。  
3 事務局及び職員の任免その他についての規定は、理事会に諮って、会長が別にこれを定める。

## 第 5 章 会 議

(総会の招集)

- 第 20 条** 通常総会は、毎年 1 回会計年度終了後 3 か月以内に、臨時総会は、必要あるごとに、会長がこれを招集する。ただし、正会員数の 5 分の 1 以上から会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求されたときは、その請求のあった日から 20 日以内に、会長は臨時総会を招集しなければならない。

(総会の通知)

- 第 21 条** 総会の招集は、正会員に対し少なくとも 14 日以前に、その会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知しなければならない。ただし、緊急に臨時総会を招集するときは、この期限を 7 日以前まで短縮することができる。

(総会の構成及び議事)

- 第 22 条** 総会は、正会員をもって構成し、会長が、その議長となる。  
2 総会は、正会員の過半数が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、書面をもってあらかじめ意志を表示した者、及び書面をもって出席正会員に委任した者は、出席者とみなす。  
3 総会の議事は、この定款に別段の規定がある場合を除くほか、出席者の過半数をもって議決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。  
4 総会の議事録は、議長がこれを作成し、議長及び出席者代表 2 名が署名押印のうえ、これを保存する。

(付議事項)

- 第 23 条** 次の事項は総会に付議して、その承認を受けなければならない。  
(1) 事業計画及び収支予算  
(2) 事業報告及び収支決算  
(3) 財産目録及び貸借対照表  
(4) その他理事会において必要と認めた事項

(議決事項等の通知)

- 第 24 条** 総会の議事の要領及び議決した事項は、会員に通知する。

(理事会)

- 第 25 条** 理事会は、毎年 4 回以上会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、理事現在数の 3 分の 1 以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、その請求のあった日から 20 日以内に、会長は理事会を招集しなければならない。  
2 理事会は、総会に付議する事項並びに業務執行に関する重要事項を決定する。  
3 理事会は、理事現在数の 3 分の 2 以上が出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし、書面をもってあらかじめ意志を表示した者、及び出席理事に委任した者は、あらかじめ通知した事項については出席者とみなす。  
4 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって議決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。  
5 第 22 条第 4 項の規定は、理事会の議事録にこれを準用する。この場合「総会」とあるのは、「理事会」と読み替えるものとする。

(評議員会)

- 第 26 条** 評議員会は、必要あるごとに会長が、これを招集する。  
2 前条第 3、4、5 項の規定は、評議員会に準用する。この場合、「理事会」、「理事」及び「3 分の 2」とあるのは、それぞれ「評議員会」、「評議員」、「4 分の 1」と読み替えるものとする。

## 第 6 章 資 産 及 び 会 計

(資産の構成)

- 第 27 条** この法人の資産は、次のとおりとする。
- (1) 設立当初の財産目録に記載されている財産
  - (2) 会費
  - (3) 事業に伴う収入
  - (4) 資産から生ずる収入
  - (5) 寄付金品
  - (6) その他の収入

(資産の種別)

- 第 28 条** この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の二種とする。
- 2** 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
  - (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
  - (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 3** 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

- 第 29 条** この法人の資産は、会長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期貯金とするなど確実な方法により、会長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

- 第 30 条** 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会及び総会の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

- 第 31 条** この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算の策定)

- 第 32 条** この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が編成し、理事会及び総会の議決を経た後、毎年会計年度開始前に、文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(収支決算)

- 第 33 条** この法人の収支決算は、会長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告及び財産増減事由書並びに会員の異動状況書とともに、監事の意見を付け、理事会及び総会の承認を受けて毎会計年度終了後 3 月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。
- 2** この法人の収支決算に余剰金があるときは、理事会の議決及び総会の承認を受けて、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

- 第 34 条** この法人が借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入れを除き、理事会及び総会の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

- 第 35 条** 第 30 条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会及び総会の議決を経なければならない。

(会計年度)

- 第 36 条** この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

## 第 7 章 定 款 の 変 更 並 び に 解 散

(定款の変更)

- 第 37 条** この定款は、理事会及び総会において、各々の出席者の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ文部科学大臣の許可を受けなければ変更することができない。

(解散)

**第 38 条** この法人の解散は、理事及び正会員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分等)

**第 39 条** この法人の解散に伴う残余財産は、理事及び正会員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ文部科学大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益事業に寄附するものとする。

## 第 8 章 補 則

(書類及び帳簿の備付等)

**第 40 条** この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りでない。

- (1) 定款
- (2) 会員の名簿
- (3) 役員及びその他の職員の名簿及び履歴書
- (4) 財産目録
- (5) 資産台帳及び証拠書類
- (6) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 理事会及び総会の議事に関する書類
- (8) 処務日誌
- (9) 官公署往復書類及び帳簿
- (10) その他必要な書類及び帳簿

2 前項第1号から第5号までの書類及び同項第7号の書類は永年、同項第6号の帳簿及び書類は10年以上、同項第8号から第10号までの書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。

(細 則)

**第 41 条** この定款の実施についての必要な細則は、理事会の議決を経て、別に定める。

付 則

1. この定款は、文部大臣の設立許可があった日から施行する。
2. この法人の設立当初の会計年度は、第36条の規定にかかわらず、この法人の設立日から当該年度の3月31日までとする。
3. この法人の設立当初の理事及び監事は、第13条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

理事 (会長)	中山 恒	理事 (副会長)	福迫尚一郎
理事 (副会長)	坂本雄二郎	理事 (副会長)	土方 邦夫
理事	庄司 正弘	理事	芹沢 昭示
理事	宮本 政英	理事	杉山憲一郎
理事	山田 悦郎	理事	河村 洋
理事	平田 哲夫	理事	加藤 征三
理事	木本日出夫	理事	稲葉 英男
理事	増岡 隆士	理事	伊藤 正昭
理事	青木 博史	理事	柳 謙一
理事	中島 利誠	理事	水野 彰
監事	岡田 孝夫	監事	前田 昌信
4. 従来、日本伝熱学会に属した一切の権利義務は、この法人が継承する。